

令和元年度大阪府サービス管理責任者等《基礎研修》募集要項

本研修は、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団が、大阪府からの指定を受け（指定番号 4）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 受講対象者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。

※前年度までに「サービス管理責任者等研修」を修了された方は、受講の必要はありません。

(1) サービス管理責任者研修

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	5年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	3年

(2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	令和元年5月7日から 令和元年5月24日まで	令和元年8月1日から 令和元年8月27日まで ※今回募集	令和元年10月15日から 令和元年11月1日まで
研修期間	令和元年8月20日から 令和元年9月20日まで の間の3日間	令和元年10月30日から 令和元年12月18日まで の間の3日間	令和2年1月17日から 令和2年3月19日まで の間の3日間

4. 研修日時・場所

研修は、全体講義並びに各日程別に実施される講義・演習の合計3日間です。

※実施時間は予定です。詳細は、受講決定時にお送りする受講決定通知書をご確認ください。

※日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(日程の指定はできません)

日程	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	F日程	G日程
定員	560名 (定員80名)						
全体講義 1日目	令和元年10月30日(水) 9:30~16:45 エル・おおさか (大阪府立労働センター)						
2日目 【日程別講義・演習】	令和元年 11月13日 (水) 9:00~ 17:45 大阪府 社会福祉会館	令和元年 11月20日 (水) 9:00~ 17:45 大阪府 社会福祉会館	令和元年 11月27日 (水) 9:00~ 17:45 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月3日 (火) 9:00~ 17:45 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月5日 (木) 9:00~ 17:45 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月12日 (木) 9:00~ 17:45 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月17日 (火) 9:00~ 17:45 大阪府 社会福祉会館
3日目 【日程別講義・演習】	令和元年 11月14日 (木) 9:00~ 13:00 大阪府 社会福祉会館	令和元年 11月21日 (木) 9:00~ 13:00 大阪府 社会福祉会館	令和元年 11月28日 (木) 9:00~ 13:00 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月4日 (水) 9:00~ 13:00 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月6日 (金) 9:00~ 13:00 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月13日 (金) 9:00~ 13:00 大阪府 社会福祉会館	令和元年 12月18日 (水) 9:00~ 13:00 大阪府 社会福祉会館

【場所】全体講義：エル・おおさか(大阪府立労働センター)

大阪市中央区北浜東3-14【地下鉄谷町線「天満橋」駅下車徒歩約5分】

講義・演習：大阪府社会福祉会館

大阪市中央区谷町7-4-15【地下鉄谷町線「谷町六丁目」駅下車徒歩約5分】

5. 受講費用 : 20,000円

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知書に同封して送付いたします。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせて頂きます。

※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・研修当日、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の本人確認書類の提示を求められることがあります。研修当日は受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。
 - ・修了証書の交付については、3日間の講義・演習を全て受講して頂く必要があります。いずれかの講義又は演習を遅刻・欠席した場合は、修了証書は交付できませんのでご注意ください。
- ※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合は研修修了とみなしません。
- そのほか、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、スマートフォンの操作など）の場合も、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※その他、申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法・受講決定通知について

- ①「受講申込書及び推薦書」〈別紙1〉に必要事項を記入
↓ ※記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。
※平日の日中に連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。
- ②「応募必要書類確認書」〈別紙2〉の【必要書類準備確認】・【同封確認】欄で必要書類を確認
↓ ※「誓約書の写し」「92円切手貼付済みの返信用封筒（長形3号）」
- ③ 申込み書類一式を、下記の申込先へ郵送

【申込先】 〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号
 一般財団法人大阪府地域福祉推進財団 人材育成課「サービス管理責任者等研修事務局」
 TEL：06-4304-3031 FAX：06-4304-2941
 E-mail：sabikan@fine-osaka.jp
締め切り：令和元年8月27日（火） ※必着

※郵送で8月27日（火）までに事務局に届いた申込書のみ受付いたします。《必着》

※事務局に直接申込書を持参しての研修申込は受付いたしません。

※ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

※受講決定の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。

なお、10月1日（火）の時点で、受講決定通知が届いていない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

8. 受講決定について

- ・受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定します。（※今まで他府県の方を受講決定した実績はありません。）
- ・受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定するものです。「従事する予定の事業所について」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、受講申込書及び推薦書に記入してください。
- ・法人・事業所等代表者は受講申込書及び推薦書の記載内容を確認の上、「推薦欄」を記入、法人（会社）または事業所印で押印してください。なお、推薦が得られない場合及び市町村への照会に了承いただけない場合は必ず「理由欄」に理由を記入してください。

9. 受講決定における優先順位について

大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領 抜粋

《要領別紙 2 大阪府サービス管理責任者等基礎研修受講決定指針》

- ① 市町村に設置される重症心身障がい児支援施設に児童発達支援管理責任者として配置予定の者で、市町村の重症心身障がい児支援施設の整備状況を勘案し、大阪府と市町村が協議し決定する者
- ② 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が欠けた事業所に配置される者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしている者で、当該年度中に研修を修了しなければ規定を満たせない者として指定権者に誓約書を提出し、受理された者
- ③ 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該年度中に研修を修了しなければ人員基準の規定が満たせない者
- ④ 当該年度に研修を修了することにより、翌年度にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により、配置が義務付けられている員数の範囲内の者
- ⑤ サービス管理責任者等としての要件となる実務経験に2年満たない者で、当該年度に研修を修了することにより、当該年度に個別支援計画原案の作成者として配置予定の者のうち1人目の者
- ⑥ サービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしている者で、サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑦ サービス管理責任者等としての要件となる実務経験に2年満たない者で、当該年度に研修を修了することにより、当該年度に個別支援計画原案の作成者として配置予定の者のうち2人目以降の者
- ⑧ 上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする。

※③及び④については、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとする。その場合、「受講申込書及び推薦書(別紙1)」のサービス管理責任者を複数配置しなければならない場合の配置人数を必ず記入すること。記入のない場合、受講決定の際に一切考慮いたしません。

(注) 受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。